平成２７年（フ）第６９８号
横浜市南区別所４丁目13番10―201号
債務者　鳥巣　悠花
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３５号
横浜市都筑区南山田２丁目８番９号　アドミラブール102
債務者　冨澤　和江（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６５号
東京都府中市白糸台４丁目９番地の１アーバンテリア白糸台104
債務者　石井　康子（旧姓宮之原）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３５号
静岡県榛原郡吉田町神戸3063―５　プランドール神戸Ａ202、住民票上の住所静岡県榛原郡吉田町大幡965番地の16
債務者　高村　優敬
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５８１号
千葉県市川市新田４丁目５―19―103
債務者　山田　勝博
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５９５号
東京都世田谷区玉川３丁目29―６―302
債務者　山内眞由美
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３６号
東京都武蔵野市西久保３丁目21番13号サンライズ武蔵野103
債務者　平塚　博和
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２５７号
東京都昭島市宮沢町３丁目５番２号
債務者　鷲山　健二
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１号
長崎県南島原市有家町山川219番地
債務者　金子　忠司
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
長崎県雲仙市国見町土黒丁359番地
債務者　柴崎佐代子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
長崎県島原市大手原町甲2099番地
債務者　田浦　義昭
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
栃木県佐野市大橋町1181番地15　エスポワールステラＣ201
債務者　星野　達也
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第５５号
愛知県豊橋市西小鷹野２丁目２番地９　303
債務者　西岡　俊洋
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第７７号
愛知県豊川市御油町向山87番地
債務者　鬼頭奈々子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１２４号
岡山市東区金岡東町２丁目６番９―５号　７号
債務者　河田　由美
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午前10時15分
岡山地方裁判所第３民事部